

施策No.10 豊かな自然環境と生活環境の保全

施策の目的

対象	意図
①市民、事業所	①公害防止や公衆衛生に努め良好な生活環境が維持される
②生活環境（排水、臭気、騒音など）	②汚染の未然防止を図り、また、その抑制に努める
③自然環境（水、大気、土壤、山、生態系）	③自然環境の保全、再生、活用が図られる

現状

本市の総面積に対する林野面積の割合は68.4%で、雄大な森林資源を所有していますが、近年、下刈りや間伐等の手入れがされず放置してある森林が見受けられます。また、市町境においては空き缶やごみなどの投げ捨てが特に多く、通行の少ない路線周辺ではエアコンや冷蔵庫など大型電化製品等の不法投棄も見受けられます。

河川の水質については、大腸菌が水質検査の基準値を超える時期があり、生活雑排水の河川流入や事業所等の処理水の河川放流がその要因であると思われます。特に、本市の基幹産業である畜産業において経営規模の大きな事業体の中には、安定的な臭気・汚水処理対策が課題となっているところもあり、一部の地域では市民から苦情が寄せられています。

市では、悪臭対策として微生物活性酵素¹⁷の効用に関する実証を行っており、その効果を検証しながら取組みを広げていく予定です。また、平成22年度からは地球温暖化対策として、市民による太陽光発電設備の整備に対し、その費用の一部を助成しています。

民間では、環境保全の取組みとしてISO¹⁸を取得し、事業展開している企業等も見受けられます。

市民意識調査によると、「生活環境が良好に保たれている」と感じる市民の割合は、60.2%となっています。個別質問別にみると、悪臭がない65.6%、騒音がない72.6%、ごみが投げ捨てられていない55.0%、除草（草むしり）がされている56.7%、排水路（側溝）がきれいである51.5%となっています。

「地域での清掃など環境美化活動を行っている」市民の割合は77.2%で、多くの市民が参加していますが、ごみの投げ捨てや除草、排水路の状態などに対し、良好であると感じる市民の割合が低いことから、各自治会において環境美化活動が実施されているものの、日常的な美化活動が不足していると考えられます。

「自然環境を大切にしている」と答えた市民の割合は97.4%と高い一方で、「自然環境が保全されている」と答えた市民の割合は、69.6%となっています。自然環境が保全されていないと答えた理由としては、森林の荒廃や河川の水質汚染が多数となっており、自然環境の保護や保全に関する意識は高いものの、実際に自然環境の保全のための取組みに結びついていないことが要因と考えられます。

今後の状況変化

- ・中国大陸における工業化の進展に伴い2年前から光化学スモッグが発生しており、今後も大気汚染による環境悪化が予想されます。
- ・CO₂排出量の増加による地球温暖化が進み、生態系や森林、自然環境などへ影響を及ぼすことが予想されます。
- ・事業者等においては、高齢化による労働力不足や経済不況が長引くことにより、環境衛生に係る労働力や費用の確保が困難になり、自然環境、生活環境に対し悪影響を及ぼすことが懸念されます。

課題

- ・市民一人ひとりが生活環境・自然環境の保全に取り組むよう、意識の高揚を図る必要があります。
- ・山林の荒廃防止を図り、森林資源の保全・再生に努める必要があります。
- ・河川の水質汚染を防止する必要があります。
- ・CO₂削減や自然エネルギーへの転換など、地球温暖化防止や資源活用を進める必要があります。

第4章 基本計画 政策3：自然と調和した快適な生活空間づくり

～施策の方針～

自然環境・生活環境に対する市民、事業所の意識の向上を図り、自然環境については、その保全・再生・活用の取組みを推進します。また、身近な生活環境が良好に保たれるよう、環境美化活動や汚染防止対策等の取組みを進めます。

目的の達成度をあらわす指標とその目標値

成果指標	平成21年度現状値	平成27年度目標値 ()は成り行き値
A 「生活環境が良好に保たれている」と感じる市民の割合【市民意識調査】	60.2%	66.3% (60.2%)
B 環境美化活動を行っている市民の割合【市民意識調査】	77.2%	82.0% (77.2%)
C 自然環境を大切にしている市民の割合【市民意識調査】	97.4%	97.4% (97.4%)
D 「自然環境が保全されている」と思う市民の割合【市民意識調査】	69.6%	71.0% (69.6%)
E 太陽光発電設備設置基数（累計）	264基	434基 (384基)

目標設定の考え方

- A：生活環境が良好に保たれないと感じる市民の割合は、ごみの投げ捨て、除草、排水路の清掃、悪臭、騒音の各項目が著しく悪化する要因ではなく、また成果指標Bの成り行き予測から、平成27年度における成り行き値は、平成21年度水準で推移すると見込みます。目標値は、成り行き値より年間1%ずつ増加させ、66.3%をめざします。
- B：環境美化活動を行っている市民の割合は、高齢化の進行に伴い、自治会等での環境美化活動が減少する可能性がありますが、ボランティア活動団体やコミュニティ活動等が増加しつつあることから、平成27年度における成り行き値は、平成21年度水準で推移すると見込みます。目標値は、年齢別で50歳代の水準(82.8%)を参考に、82.0%をめざします。
- C：自然環境を大切にしている市民の割合は、平成21年度が97.4%と高い水準のため、平成27年度における成り行き値・目標値ともに、この水準を維持することをめざします。
- D：自然環境が保全されていると思う市民の割合は、森林の荒廃や河川の水質汚染などが急激に進む要因もないことから、平成27年度における成り行き値は、平成21年度水準で推移すると見込みます。目標値は、年齢別で70歳代の人の水準である71.0%をめざします。
- E：自然エネルギーを利用している世帯数は、過去の実績から今後も年間20基程度増加すると予想し、平成27年度における成り行き値は、384基を見込みます。目標値は、成り行き値より150基増加させ、434基をめざします。

目標達成に向けた基本的な取組

- 汚染を未然に防止するため、地下水や河川の汚濁状況の監視・調査を継続して行い、事業者等に対しては、環境基準を遵守し適正な処理を行うよう、県等の関係機関と連携し指導していきます。
- 広報紙などに自然環境保全に関する情報を掲載し、市民や事業所の自然環境保全に対する意識を高めます。
- CO₂削減に貢献する森林資源を保全するために、植林など「森づくり」の取組みや森林の適切な維持管理等を推進します。
- 河川に生息する在来種の保護活動などを支援し、河川の水環境の保全に取り組みます。
- 市民の環境に対する意識の普及啓発に努め、普段から自主的に河川、水路の清掃やごみ拾いなど環境美化活動を行う個人や団体の拡大を図ります。
- 不法投棄やごみの投げ捨てなどに対しては、定期的な見回り等を行うとともに、事業所や地域と協力して

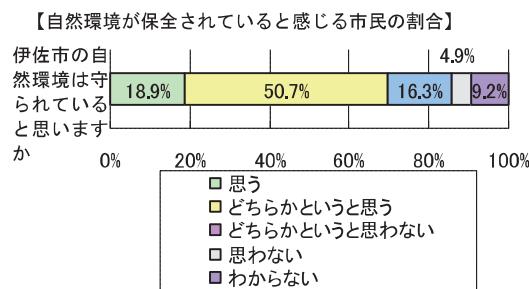
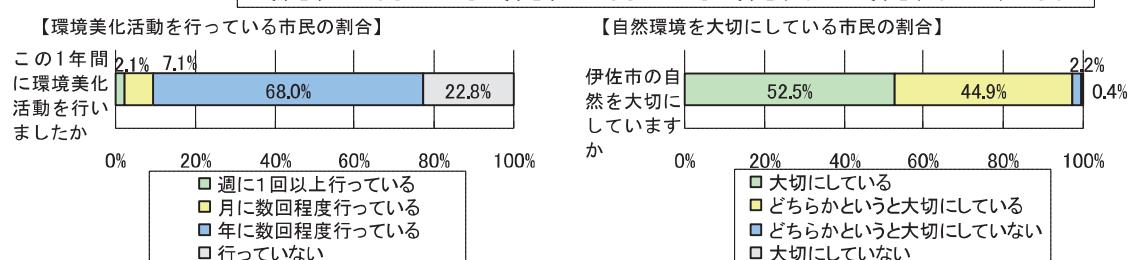
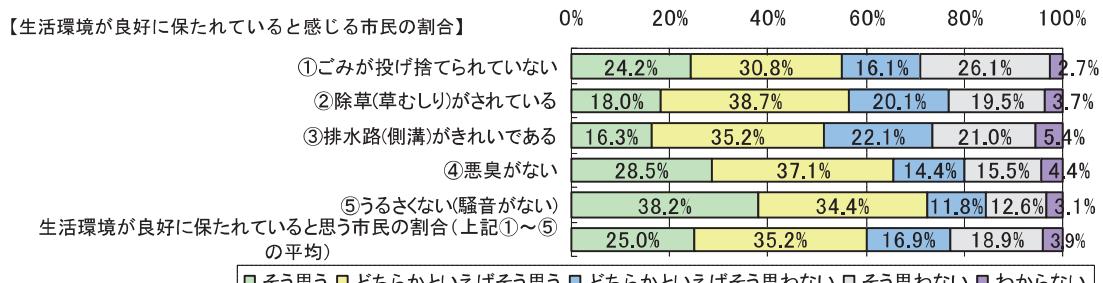
第4章 基本計画 政策3：自然と調和した快適な生活空間づくり

防止に取り組みます。

- 近隣騒音、悪臭など市民から寄せられる苦情に対して、市関係課や県など関係機関と連携して指導等を行い、良好な生活環境を維持します。
- 伊佐北姶良火葬場管理組合で運営する火葬場については、施設が老朽化しているため、火葬炉をはじめとする付帯設備の修繕を行い、適切に管理運営します。
- 病害虫や狂犬病の発生を防止します。
- 広報紙などを通じて犬猫の適正な飼育に努めてもらうよう啓発します。
- 地球温暖化防止対策として、太陽光発電など新エネルギーの利用を奨励し支援します。

協働による市民と行政の役割分担

市民（住民、事業所、地域、団体等）の役割	行政の役割
<p>○市民は、環境問題に関心を持ち、環境への負荷軽減に配慮した生活を営みます。（生活雑排水の適正処理や不法投棄をしないなど）</p> <p>○環境美化や環境保護活動に積極的に参加します。</p> <p>○太陽光等の自然エネルギーの有効活用に努めます。</p> <p>○事業所等は、工業用水等の再利用や不法投棄など、環境汚染を発生させない事業を行います。</p> <p>○農林業者は、減農薬化や農業用廃プラスチック類を適正に処理し、自然環境の汚染防止に努めます。</p> <p>○森林の維持管理を適正に行い、良好な自然環境の保護に努めます。</p>	<p>○市民に対して、自然環境保護や環境美化に関する意識の普及啓発を行います。</p> <p>○事業者に対して、関係機関等と連携し、環境に配慮した事業推進を支援します。</p> <p>○監視、調査により汚濁状況を把握し、公害発生等に対し指導、規制を行います。</p> <p>○地球温暖化防止策の普及・啓発を図ります。</p>



資料：伊佐市（市民意識調査（2010年度実施））

¹⁷ 微生物活性酵素：浄化能力のある微生物（川や下水道処理場の活性汚泥に棲む、浄化能力を持つ微生物）のこと。

¹⁸ ISO（国際標準化機構）：製品やサービスなどの標準化を推進する国際機関。工業品等の統一規格を作り、国際間の流通を促すもの。



資料：伊佐市環境政策課